

## 令和5年12月定例会 代表質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「学童保育の弁当導入について」

○川田 裕 皆さん、おはようございます。

無所属の会を代表しまして代表質問を行います。

今回のこの代表質問に関しましては、この2か月間にわたり文書質問 10 本ほど出してまいりました。できる限り、限界の限り仕事をしてきたつもりであります。その中から調査事項等々、多大な資料の中からまとめたものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

(1) 番、学童保育の弁当導入についてお聞きしたいと思います。

まず、小学校の夏休み、冬休み、そして学期末の休業日における学童保育を利用されている子供たちに弁当の配布状況は今現在どのようになっているのかということをお尋ねします。

女性の進出ということで、働く方がかなり増えております。朝出勤が早い方であるとか、いろんな状況があるわけですが、そういったものを若干でも手助けになること、選択制なんかを含めてやっぱり考えていく必要があるんじゃないかということをお尋ねをいたします。

壇上からの質問を終わります。

○福祉部長 長期休業中における学童保育所の弁当給食の利用につきましては、下田学童保育所、二上学童保育所、三和学童保育所の3学童保育所で夏休み、春休み中に弁当給食を利用いただいている状況でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。弊職の調査でもそのような結果を聞いております。

それで、もう一点聞きたいのが、それはいつから導入されてるんですかね。

○福祉部長 導入につきましては、下田と二上の学童保育所につきましては令和2年の夏から、そして三和学童につきましては令和5年、今年の夏から実施させていただいております。

○川田 裕 この学童保育というのは、もともと児童福祉法に規定される事業であります。昼間にお母さんたちがお仕事でいない方、そういった子供の生活の場を提供するということが目的とされております。そういった中において、条例でこの規定等々、これ定められていっているわけですが、これはどうしてその格差があるのですか。やっているところとやっていないところありますよね。これについての根拠をお示してください。

○福祉部長 弁当給食の利用につきましては、指定管理事業者が弁当給食事業者と協議した結

果、配送等の理由により、現状3学童保育所で利用いただいと聞いてございます。

○川田 裕 いや。今の答弁もちょっと腑に落ちないところがあるわけですが、これもともと学童保育というものは指定管理で今やっていたいただいとるわけですね。ということは、その条例がありますから、通告書にもその条例書いときましたけども、学童保育所条例、こちらに規定されてるわけですね。その業務の内容も全部規定されているじゃないですか。今お聞きしましたら、令和2年度からやっているとところがあると。じゃあ、ほかはやってなかったと。本年度から1か所ですかね、追加があったと。いうことから考えますと、これ条例規定に沿ってないんじゃないんですか、そこは。格差ばらばらでやるという、そういうことなんですか。

そこでお聞きしたい、これ通告書にも書いておきましたが、これは一体、条例第4条の第2項、指定管理者が行う業務と規定されるもの。第1号に「学童保育の運営に係る業務」というのがあります。第5号に「市長が必要と認める業務」、この2つが該当すると思うんですね、どちらかが。それは、どちらに該当されるわけですか。

○福祉部長 弁当給食につきましては、香芝市立学童保育所条例第4条第2項第5号の市長が必要と認める業務と認識してございます。

○川田 裕 ということは、これ条例の規定の中で、今市長が特に必要と認めるものということで、これ条例規定に入ってるわけじゃないですか。条例規定で入っていて、それで格差が出てるっちゃうのは、その原因は何なんですか、これ。その条例の規定でやってるわけでしょ。これ条例で規定されてるのが何々保育所という場所は規定されてますけれども、このサービス内容というのは全体のものを書いているわけじゃないんですか、解釈の仕様というのがありますが。そのあたりをはっきり明確にしていきたいと思います。

○福祉部長 もともと指定管理事業者のサービスで実施していただいとったものでございませけれども、前回の指定管理事業者の選定の際におきまして、こちらの弁当給食について広く実施したい旨の説明がございましたので、本市といたしましても、この指定管理事業者におきましてはそういったサービスを実施していただきたいということで、その他市長が必要と認める業務という形で現在認識してございます。

○川田 裕 ちょっと答弁なっていないと思うんですけどね。だって、令和2年度からやってるわけでしょ。そのときからこの条例の市長が特に必要と認めるもの、これを引用して、それでやっているわけじゃないですか。その時点で平等の原則からこれ考えましたら、その時点でちょっとずれが出てきてるといふふうに思うわけですね。

相手が、事業者があることでありますから、今日言うてあしたにすぐできるっていうものでもないのは分かるんですが、だけど令和2年度以降からこれだけ長い間、片方はサービス受けられるけれども、片方はサービス受けれないと。今おっしゃってましたけど、指定管理者のサー

ビスとしてっておっしゃってましたが、それは何でもやっていいわけですか、規定以外で。自分がやろうと思えば、指定管理がやろうと思えば、それは何でもやっていいという、そういう規定なってるんですか。法律では、やる業務については条例で規定しなければならないと、こうなってるわけでしょ。その点を説明いただきたいと思います。

○福祉部長 第2回目の指定管理の選定以降、こういった形で市として業務としてお願いしたいという認識でございます。

○川田 裕 聞いてることに答えていただけますか。

○福祉部長 本来、全ての学童保育所で同じサービスというのは提供する必要があると考えてございますので、はい。

○川田 裕 もう一度、質問言いますが、その答えは分かってるんですけど、そのとおりだと思うんですが、なぜだからそのまま来てるのかということをお聞きしてるんですけどね。

○福祉部長 こちらのほうで指定管理事業者としっかりと協議させていただくということが欠けていたのかと思います。申し訳ございません。

○川田 裕 いや。女性進出とか今子育て支援を拡充させていこうとかやってる中において、これも指摘されたからやるとかやらないとか、そういうもんじゃなくて、サービス提供してる実態があるわけですから、それは格差の是正、格差ってあったらおかしいんですけどね。だけど、平等の原則に基づく運用というものをこれやっていく必要がこうあるのではないかなと思います。

まず、そこで平等の原則をもう一回確認しておきますけども、条例で規定された運用の規定事項、今回であれば市長が特に認める事業ということでそのサービスを行ってるわけですが、これについて条例規定からくるもので、今も言いましたが、そこに規定されているわけですから、その中において、その運用において平等の原則というのは必ず発生してくると思うんですよ、これ。何でも細部にわたって全てが一律ということは、これは不可能なこともありますので、そういった意味じゃなくて大前提とした部分で聞いていきますが、その平等の原則ということについて、香芝市の見解を求めたいと思います。

○福祉部長 全ての学童保育所で同じサービスを提供する必要があると考えております。

○川田 裕 それは、当然そうなんです、そのあたり、ほかのサービスもあるかもしれませんが、そこはもう一度点検をし直していただいてやっていただきたいなど、お願いを申し上げておきます。

学童保育所、今平等にやるんだというご返答をいただいたわけですが、現在、もう春休み、年度末の休暇、これに向けて準備していく必要があると思うんですが、いつから是正いただいて、いつから運用、そういったものを開始いただけるのか、それをお答えいただきたいと思

ます。

○福祉部長 学童保育所は、安心して子育てと仕事の両立できる環境を支援する場でもありますので、弁当給食もその一つと考えてございます。

現在、指定管理者のほうが他の弁当給食事業者と協議いただいております、令和6年度の夏休みには全ての学童保育所で弁当給食が利用できるようにと考えてございます。

○川田 裕 そこで、1点お聞きしたいんですが、今方や子供たちも、学童保育の関係者の方にお聞きしますと、パン1個をコンビニで買ってもってきてる子供もいれば、食べてるのか食べてないのか分からない、お弁当を持ってくる子供も当然いらっしゃるということで、そういった食育に対する教育っていう部分に関して非常に疑義があると。特に、学童保育所においては、学校であれば、ここ通告書にも書いてますが、食に関する指導の手引っていうのがありますので、それを親と連携をしながら子供たちに食の教育を行っていくという、こういった形態が取られてるわけですね。

だけど、今現在学童であれば、担当は、もちろん部署教育委員会と児童福祉課、これまた違いますので、だけどそのあたりの連携っっちゃうのはどのようになっているのかと。学校の教室なんかを今使って学童保育もやってますんで、実質上、親から見たり、子供から見たりしたら同じものなんですよ。ということは、学童保育が小学校に代わって、いわゆるそういった食の教育等をやっていくこれ責務があるのではないかなと、このように思うわけですね。担当部署が変わったから関係ないんだということはないと思いますが、そのあたりの見解はいかがですか。

○福祉部長 食のことということで、いろいろお話ありがとうございます。

教育部とのほうともしっかりと連携して、部署が変わったからということがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○川田 裕 ということは、この食の手引に代わる指導等、児童福祉課でも今後行っていただけるという解釈でよろしいですね。

○福祉部長 そちらにつきましては、課題として、宿題として検討させていただきたいと思えます。

○川田 裕 サービスの開始時期なんですが、最後1点だけお聞きします。

今夏休みということありましたが、早くできるところも当然出てくると思いますので、そのあたり、春休みに間に合わすとか、そういったことは可能なんですか。

○福祉部長 残る8か所全ては困難かと思いますが、試行的にでも一部の学童保育所において、来年度春休み期間中に利用できないか、指定管理事業者と協議させていただきたいと思えます。

○川田 裕 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、その方向でまた進めていただき

たいと思います。

「市民プール事業遅延の支出差額について（失われた10年検証）」

○川田 裕 (2)番、市民プール事業の遅延の支出差額についてをお聞きいたします。

これは、前々からスポーツ公園の中の、いわゆるこれ美濃園建設のごみ焼却場の建設の要望事項として取り上げられ、市民プールをスポーツ公園内に造るということで、その検討委員会なんかも私参加させてもらって、本来であれば現在の市民プールが閉鎖すると同時にこちらを供用できるということの計画だったんですよ、もともとね。それが議員ちょっと離れてましたけど、帰ってきてみたら、まだ工事すらやっていないと。驚いたことに設計すらまだできてなかったですよ。慌てて設計の予算組んでいただいて、これは福岡市長も同じような考えだと思うんですけどね。すぐに取りかかって、設計をして、そして今回入札に付するに至ったと、こういう経緯ですよ。

その中において、今回不調であったということで、要因は価格に関係すると思うんですが、1年前だったらこういった事態はなかったわけですよ。今急にいろんな要因があって、物価上がってるということもあって不調になってしまったということですね。その原因について、1点目、お聞きします。

○都市創造部長 今回令和5年12月の定例会に本契約の契約議案を上程する予定でしたが、10月17日の入札が入札参加者辞退などにより中止となりました。入札辞退業者にヒアリングを行ったところ、辞退理由の主な原因としては、物価が右肩上がりの状況が続いており、工事費、特に設備工事でのコストが合わないというような回答がございました。

○川田 裕 そうですよ。大体そういうところですよ。

それで、お聞きしたいのが、その金額ですね。大体ぴったりまでは当然入札、またするわけですから分からないわけですが、今現在大体予見している額、大体それは、その差額はどれぐらいのものになるのでしょうか。

○都市創造部長 当初の建設費が今年度なんですけど、19億5,000万円、今回債務負担行為の増額変更が約24億円の建設費を計上することとなりますので、約4億5,000万円の増額となります。

なお、PFI事業手法で進めておりました平成29年度時点で申しますと、建設費として18億7,100万円を計上しておりましたので、今回と比較いたしますと、入札前ではございますが、約5億3,000万円の増額となっております。

○川田 裕 5億3,000万円の差額なんです、簡単に言ってしまうと。5億3,000万円あれ

ばどれだけ住民にサービスできるかっていうことなんですよ。

これ前々から指摘しておりましたけども、これは本当に頭きてるんですけどね。あれだけ住民との約束をして、信頼ほごもあるわけでしょ。その中でPFIだのどうのこうのだから、そんなん検討委員会でやってたときから、もう最後の完成時期まで来て、それは行政が最終的に決めるんですが、それでオーケーだということだったわけですよ。それによって、帰ってきて、これいろいろ調べましたけど、結局あーだこうだと言ってるだけで、仕事見たらされてなかったじゃないですか。それで、結局ずるずるずる遅れて、結局今回、物価の上昇は予想できなかったかもしれないけれども、本来根底にあるのが住民との約束を果たすということじゃないんですか。住民にもこれ周知してましたからね。その点、香芝市はどのように思われてるんですか。理屈は後づけでいつも言われますが、5億3,000万円でしょ。5億3,000万円って、誰が責任を取るんですか、これは。香芝市の見解をお示してください。

**○都市創造部長** 事業開始の遅れからプール区域の事業用地取得に期間を要し、造成工事に遅れが生じたことからPFI事業者への事業用地の引渡しへの時期が不透明となり、PFI方式での事業推進のめどが立たなかったというのが遅延の根拠となっております。

**○川田 裕** いやいや。PFI、PFI言うけれども、あの規模で、こちらが調査した内容ですよ、あの規模でPFIみたいなのは来ないと予見されてたじゃないですか、当初から。それを無理やりPFIだとか横文字並べて、イギリスでもPFIの失敗事例たくさん今現在出てて検証されてるじゃないですか。

結局蓋を開けたら、これ令和2年度の着工じゃなくて開園ですね、開園する時期に当たって、まだPFIの募集すら至ってなかったじゃないですか。これは、職務怠慢に当たるんじゃないですか、完全に。何年もあるわけでしょ。1年の中だけの話じゃないですよ。その点、明確にしてくださいませ。

**○都市創造部長** 確かに令和2年オープンを目指してやっておりましたけども、そういったPFIに固守したことによりオープンが遅れたというのは事実でございます。申し訳ございませんでした。

**○川田 裕** これは、謝っていただいたって済む問題ではないんですよ。

これ計画行政、前からほかにもいっぱい、失われた10年ということでいろいろ検証して、それをご質疑もさせていただいてきましたが、あまりにも大きな損害が次から次出るのでね。これ行政の体なしてなかったんじゃないですか、正直言って。そのあたりは、ちゃんと住民に周知していく必要があると思うんですよ。

これ僕も調べました。細かいこと、それは理由はいろいろあるけれども、それは検討委員会でやってたときから分かったことであって、それを後でまた後づけに理由にしてるっちゃう

のは、これは許されないことだと思います。まして、住民サービスの影響、これ通告書にも書いてますけど、これ考えた場合、5億3,000万円でしょ。5億3,000万円、これいろんな住民サービス考えた場合、その予算カットするのと一緒じゃないですか、帳尻合わそうと思えば。それについてどのように考えておられるんですか。のらりくらり仕事してて、こういう結果出とるわけでしょ、現実には。それ責任あると思うんで、その点はどうかお考えいただいているのか、見解を示してください。

**○都市創造部長** 結果として計画どおり進めなかったことにより、物価高騰による事業費が増加したことについては、責任を重く受け止めております。この増加分を他の事業に使用できれば、より多くの住民サービスができたというふうに思っております。よって、住民サービスに多大なる影響があったと考えております。今後は、一日でも早いプール施設の開業を目指し、市民の皆様の信頼回復に努めたいと考えております。

**○川田 裕** これ出てしまったものを言ったって時計が反対に回るわけではないわけですけども、これ常々検証してきて言ってますが、そのときの緊縮財政、理由なき緊縮財政ですよ、やってきた影響があるんじゃないですか。何か先日もどっかのビラ入ってましたけども、何か全国でワースト4位の財政状況だったとかいうて書かれてましたけど、そんなことないわけじゃないですか。一部の数値だけ用いて、そういうふうに市民に虚偽のことを伝えていくっちゃうことは我々しません、そういったことも考えてね、それで緊縮財政やられとったわけでしょ。その弊害っちゃうのは、どのようなものがあつたんですか。明確にここをはっきりさせてください。でないと、こんなやり方やってたら香芝市戻れませんのでね、過去には、こんなことは。そこは、明確に答えていただきたいと思いますが、お願いします。

**○都市創造部長** 議員おっしゃるとおり、緊縮財政により、特にインフラ関係の部分については皆様の要望にお応えすることができず、先送りになって、その状況で、先送った部分で物価高騰がありましたんで、かなり事業費も増えてるという状況が今現在起こっております。

**○川田 裕** だから、理由なき緊縮財政の影響はかなり、このプールだけでもなくて、他の事業においても相当な大きな影響が出ると、この判断でよろしいんですね。

**○都市創造部長** 議員おっしゃるとおりでございます。

**○川田 裕** 分かりました。

それと最後、これもう時間があれですので、最後1点。計画行政をほごにした罪業と書いてるわけですが。罪業というのは、道理にかなわないと、こういうふうな意味ですが、だけどこれ計画行政っていうのは市民に約束して、それは何らかの事情があつて、どうしても合理的にできないという理由が存在するのであれば分かりますが、だけど今回の場合は着手すらされていなかったということですね。これかなりの計画行政のほごというのは、大きな責任があると思っ



ております。保育所の民営化計画についても、あれもほごされてました。いろんなものがほごされてます。一体、行政っちゅうのは計画を立てて、それを説明して、住民にもご了解をいただいて、それでやってる中で、そんな平気で計画をほごにしていい考えをしてるんですか、香芝市っちゅうのは。そこを明確にさせていただきたいと思います。

○市長 議員おっしゃるとおり、計画をほごにすることによっていい格好をした、そういったことはないとは思いますが、おっしゃるように前市長のときのことはなりますけども、やはりこのPFIにこだわり過ぎたこと、さらには緊縮財政をし過ぎたことによってインフラ整備が遅れたというふうなことは確実に言えると思います。今後につきましても、他の事業も含めてしっかりと進めていきたいと思っています。

○川田 裕 計画をほごにするのは絶対にならないようにしてください。

それ記録もちゃんとつけてくださいよ。今回でも記録、こちら大分資料調べたけれども、そのときの何か使った根拠とか、そんなんしか書いてなくて、どういう経緯で意思決定がされていったかとか分からないわけですよ。どこかの県知事のように書かなくていいんだという方針取るんであればそうなんかもしれないですけど、残してくださいね、それきっちりと、大きなことは。

もう一点、そのとき市長も市議会議員なさってましたね。ほかの議員さんにもちょっと聞くことはできないんですけど、議会一体これどんな審議してたんですか。お尻の住民の約束の日決まって、のりくらりされて、議会の機能チェックっていうのは、市長にそれを今質問することはできませんが、ちょっと仕事してくださいよ、まじで。今僕らでも忙しいのは、全部それ掘り返して、全部検証し直してるからこれ忙しいわけであって、これで何十億円というお金変わるとるでしょ、今までやってきた中で。利益出てるでしょ、香芝市に。そのあたりきっちりとやってください。それだけ、これはもう答弁結構です所以说うときます。

#### 「地方税法違反について（失われた10年検証）」

○川田 裕 それで次、(3)番、地方税法の違反について、これ失われた10年検証の一つなんですけど、これ文書質問でこの2か月間、地方税法調べるのは本当しんどかった、これ。細かい、担当の方の協力もあったからできたことですが、24年から令和2年度における地方税法違反の件数、これはこちら文書質問の回答を得たら約74件になる、幾らとか出てるわけですけども、先日の文書質問の回答を得た時点から何ら変化なく、この額でよろしいんですね。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。ただいま議員が申された調査結果に相違ございません。



○副議長（下村佳史） 川田議員。

○川田 裕 これ、だから新聞にも書かれてましたからね、出てましたけど、74 件ですよ、地方税法違反、滞納処分に関することですね。74 件時効を迎えて、それが、74 件が地方税法違反であったということが今回香芝市が認めてお出しになってきた数字なんですよ。これ全国でも初じゃないですか、こんな大きな数字は。類を見ない状態ですよ。

これ市民の皆さん、汗水流して働いて、その中から納税もいただいて、真面目にやっているのに、滞納処分、払わないから強制的にそれ措置するわけですよ。その手続きさえやっていないというこの件数ですよ。

これは、振り返れば平成 19 年ぐらいかな、歳入健全化委員会、特別委員会開きまして、徹底して、これ 1 年ぐらいかけてやったでしょ。あの多大な不納欠損の額も、これ何年かかかって消しましたよね、全部。きれいにしたわけですよ、帳簿内も。そういったところの、いわゆる民事債権等も含めて、それをどういう取扱いするのかっていうことでできたのが債権管理規則じゃないですか。それから、何も指摘しなかったらこういったずさんなことが起こっていたというのが経緯なんですよ。これは、市民も許せないような多大な事件だと思うんですけどね。

ここで、地方税法違反のまず原因、それをお答えいただけますか。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。困難案件に対する消極的な対応など、徴税に係る法務能力の欠如や徴税意識の低さが主な原因と考えております。

○川田 裕 困難って、これ調べて、僕らも中身、資料で誰がとか名前までは分かりませんが、一応形態は資料請求で全部取っていきましたから全部分かつとるわけですが、これしかし放置されてるのが結構多いでしょ、困難案件言うけれども。なら、あれなんですか、仮に A さんがいて、それでいや、私払わないと、それ困難案件に入るんですか、それだけで。いかがですか。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。先ほど申しました困難案件に対する消極的な対応と申しましたが、それ以外にも職務怠慢につながるような対応も中にはあったものと考えております。

○川田 裕 今職務怠慢という言葉出ましたからね、それ確認しようと思いますが。

これ今回の、次の質問でもまた出ますが、監査委員からの指摘によれば、これ全部市長の責任なんですよ。欠損処理の事務規程は市長ですよ。だから、市長の責任なんですよ。これ言い換えれば、市長の職務怠慢ですよ。そうじゃないんですか、そこを明確にいただけますか。

○財務局長（財政課長事務取扱） 税の公平性を軽視した徴税取組というのは、決して許され

るものではございませんので、やはり任命権者がその職責を果たさないということは、職務怠慢につながるものと考えております。

○川田 裕 職務怠慢なんですよね、そういうことを今おっしゃってるんですよね。そこ明確にしてください。監査でもそれははっきり言われてるので、同等のケースですから、何も違いありませんのでね。言ってください。

これについて、まず市長の職務怠慢といいますけど、これ市長の決裁しますよね、決裁。決裁のときに何のチェックもしないんですかね。今回僕が調査した、決算委員会的时候もそうですけど、内容聞けばおかしいって普通思うじゃないですか、この程度のやつだったら。調査もいろいろ資料請求したけど、そんなに高度な知識があつて、それでしか、別の能力がなければできないというようなものじゃないでしょ、これ。容易に分かるものじゃないですか。それが何でずっと放置されてきたっていうことなれば、これ決裁の意味ないんじゃないんですか。決裁の意味をお聞きします。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。その長が決裁を行いまして、その結果においていわゆる民主的統制が行われるものでございますので、それらハードルを経た上で行政手続等が履践されていくものと考えております。

○川田 裕 そうでしょ。ということは、民主的統制が行われていなかったっていうことですよ。だったら、その職にいてたらいけないということになりますよね、普通だったら。ただ印鑑押すだけだったら誰でもできるじゃないですか。決裁制度があるというのは、行政の仕組みの中で、これ行政組織法の中でも出てくるじゃないですか。その中において、決裁で民主的統制をかけて幾重もフィルターかけられてるわけですよ。

だから、最終的にそういった間違っただけが行われないようにするということが、今回の場合はそういったこと行われずに、ましてこれ羈束裁量でやらなければいけない部分がおおむねほとんどでしょ。それを自由裁量のところで勝手な解釈でやってたというふうに今回の調査では読み取れてるんですけどもね。それで間違いはないですね。

○財務局長（財政課長事務取扱） はい。議員おっしゃるとおりと承知いたします。

○川田 裕 これは、もう言っても、本当にこんな大きな事件出てきたのはびっくりしてるんですけど、こっちでもね。これは、市民の皆さんに絶対に周知しなけりゃいけないことだと思うんですよ。新聞に掲載されてたからいいんだとかね。報道機関は、行政の広報じゃありませんので、行政自らが市民にこの事実をです。74件ですよ、全国初ですよ、これ。これだけの多大なことがあったと。みんな、ふうん、74件かって軽く思ってるんかもしれないですが、議会が設置された目的というのは、税の公平性を担保するために議会ってできてるわけですよ、もともと。だけど、議会の中で租税の話なんかほとんどされな。それが不思議でならないわ

けですけどね。そこが本論ですよ、これ議会設置の。だから、それは重大なことなんですよ、これは。全香芝市民にそれを周知しなきゃいけない、この事実をね。と思いますが、そのあたりはどうですか、いかがですか。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。本件の重要性を鑑みまして、財務局といたしましては市として何らかの形での事実公表というのは必要であるものと考えております。

○川田 裕 必要なものなんですね、必要と今お答えになられた。市長、それでよろしいですね、間違いはないですね。ちゃんと住民に公表いただけますね。

○市長 はい。何らかの形で事実公表をしっかりとしていきたいと思います、市として。

○川田 裕 そして、これは監査請求の内容と同じ内容じゃないですか、全部がね。だから、次ももう一回聞きますけど、ここで改めて聞きたいのが本事件に対して損害出てますよね、香芝市民における損害ということですね。監査もそのような表現を使ってました。これどうするの、このまま放置することできないんじゃないですか。これ責任は取っていただかないといけないし、そのときの責任というものに対して賠償を求めないといけないと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○副市長 平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反の案件でございまして、10 年程度前の滞納案件でございます。そういったことから、時効や責任の所在の確認作業について時間を要することとなりますけれども、法的処理が可能かどうかも含めましてしっかり検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○川田 裕 これお聞きしたいのが、一般職と市長の責任の期間も違うと思うんですけどね。市長のこういった場合の期間というのは、責任の期間ですよ、一般論で結構ですけど、それはどれぐらいの年数なんですか。

○副市長 改めて、また法制のほうには確認いたしますけれども、今私が仕入れている情報の中では、おおむね 10 年というふうに確認してございます。

○川田 裕 10 年ですよ。だから、全部がかぶるかどうかわかりませんが、その精査を今後して、そしてそういった方向で法的に、違法だと監査も出てるんでね、そこは違法だと思います。だから、それで違法だった場合、損害賠償の請求、もしくはやり方はちょっとわかりませんが、行っていくという解釈でよろしいですか。

○副市長 はい。そのとおりでございます。

○川田 裕 市長もそれで間違いはないですね。責任持ってこれやっていただけるということでよろしいですね。

○市長 この平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反の部分に関しまして、弁護士等、しっかりと検証して、請求できることに関しまして、全額になるかどうかはちょっと分か

りませんけども、請求できる範囲内でしっかりと請求はしていきたいと思います。

○川田 裕 よろしくお願ひします。こういった部類の違法があったら、香芝市の未来がありませんのでね。よろしくお願ひしたいなと思います。

#### 「地方税法違反に関する監査請求について」

○川田 裕 次、(4)番、これも同等の意見です。これは、決算委員会の中で発覚したことであります。そして、議会からも監査請求をさせていただきまして、先般、監査委員さんからご回答もいただいたということでもあります。

その内容については、皆さんに初日の本会議でお配りになられてるので割愛しますが、まず今回の地方税法違反、発覚したこの2件に関してですけど、これに対してのまず原因の見解をお示してください。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。若干、先ほどのご質問の答えと重なる部分もございしますが、やはり困難案件に対する消極的な対応というのが基本的にあったと思います。また、法務能力の欠如や徴税意識の低さがそこにつながったというふうに考えております。

○川田 裕 おおむね解釈は同じになると思うんですが、これであのとき記者会見やられましたね、決算委員会の中でも記者会見求めました。それをそのまま受け入れて記者会見やっていただいたわけですが、ここで相手方から反対債権があるから、だからこれはできなかったんだというようなことを記者会見で言ってるんですよ。これは、議会の中の審議でも反対債権になりませんよって、これ審議してるわけ、審議してたわけですよ。普通、これだけのものが発覚して、これ決算の不認定に至る問題になったわけでしょ。普通、検証して、どのことを言っているのか、どのことを言ったらいけないのかとやるはずでしょ、普通は、記者会見挑む前に。それって誤報をしてるわけでしょ、これ。その認識って一体どんなものを持ってるのか不思議でならないわけですよ。それについて、端的にその原因も含めてお答えいただけますか。

○財務局長（財政課長事務取扱） 先般のあの記者会見に当たりましては、その直前、事前にも担当職員を集めまして事実確認を行いまして、その結果を基にお話しさせていただきましたが、資産調査や滞納審査会の手続について事実と異なる報告がなされておりました。こちらにつきましても、そこをまだ詰め切れてなかったという部分がございます。結果、前回のようないった内容を記者会見で述べるに至ったものでございます。

○川田 裕 いや。まず、下が言ったからとか、それは事実事項の確認はいいと思うんですが、ただ法的にその解釈が正しいかどうかって判断すればいいじゃないですか。これ今回の件に関してだって、僕は自分で読んで、自分で解釈して、自分で質問しとるわけでしょ、あのときね。

こういう資料も欲しいということも請求かけていってると。それで、分かってきたわけじゃないですか。だから、それを安易に、大きく新聞にも出てるから、ああ、そういうことだったのかで済んでしまうかもしれないじゃないですか。今後、そういうことないようにお願いをしておきたいと思います。

滞納処分に係る、これさっきも出ましたけど、これも同じですよ。羈束裁量でやらなければいけない部分に関して自由裁量が含まれていたと、このような解釈でよろしいですか。

○財務局長（財政課長事務取扱） はい。議員お見込みのとおりでございます。

○川田 裕 あと、これ監査請求の結果であります。監査請求の中では、これは市長に賠償する責任、責務があるんだと、このように端的に言えば書かれていますよね。これ市長というのは福岡市長という意味で書いてないと思うんですけどね。市長って役職のことを書いてると思うんですが、だからそれに関してこれ重大な責任であるという認識は持っていく必要もありますし、これ今回の分においても、また次の質問で聞きますが、まず責任度合いについて、そこ、監査の回答してきた内容と現在の市長の今認識のもし差異があるのであればお答えください。なければならないとおっしゃっていただければ結構です。

○市長 はい。監査のおっしゃるとおり、市長に責任があると。まず、自分の責任はしっかり取りたいと思っております。さらに、監査の内容をよく読ませていただくと、市長及び管理職の責任は重い、初動態勢に問題があったというふうに指摘されてることから、もう少しこの監査の報告上では足りてない部分、詳細な部分ということに関しまして弁護士資格を有する本市職員に内部調査を依頼いたしております。その結果を踏まえた上でしかるべき対応を取ってきたいと思っております。

○川田 裕 よろしくお願ひします。

初動に問題があったというのは、これ監査請求も意見陳述させていただきまして、また新しい資料が出てきたので、追加補足資料ということで提出させていただいて、陳述も行ってきました。納税通知を送るということは、間近に差押えしますよという警告でもあるわけですよ。それをやると。これは、国の通知文書にも書いてたわけですよ。それをやっているのにその後放置されてたってということですね。そこでやってたら何ら問題なかった問題なんですよ。その後、ずるずるずるずる行ってしまったから別の問題も発生したと、このようになって、初動が問題あると思いますからね。そこは、厳しくやっていただきたいと思ひます。

これに関しましても、監査に対する責任、今の市長は自分で認めると、このような答弁いただいたんでそこは追求しませんが、当時、これ平成 30 年度から始まった事件なんですよ。そのとき市長は市長の任になかったわけですよ。これは、当然問題の発生と責任の起点というのがあって、その起点起点によって責任というのは分類されていくものだと思うんですけどね。

これは、前市長に対してその分はきちんと請求、賠償を求めていくと、このような考え方でよろしいんですか。

**○市長** 先に話してましたように、内部調査の結果を踏まえて、前市長にも責任があるというふうに判断された場合は、賠償請求を求めてしかるべき対応を取っていきたいと思います。もちろん私は、自分の責任はしっかりと取らせていただいた上でということです。

**○川田 裕** そこは、厳格にやっていただきたいと思います。時期も時期なんで、なるべく早くやっていただきたい。これだけ放置されて、ほじくり返して出てきたという、こういう結果ですよ、たまたまね、決算委員会で出てきたということですから。あとは、滞納処分のことといったことも今後二度とこういうことないようにお願いを申し上げておきたいと思います。

### 「図書館の照明はなぜ暗い？」

**○川田 裕** 最後の質問になりますが、次は図書館の照明はなぜ暗いについてお聞きをしたいと思います。

図書館の照明の基準と現在の差異ということで1問目に挙げているわけですが、これについても図書館行きましたら暗いんですよ。印象的に暗いと、このように思ったんで、職員の方にも聞いてみたんですけどね。ほんなら、やっぱり暗いと。いろいろ聞いてたら、老朽化によってもう器具自体が駄目なんでしょ、あれ。照度も落ちとるんですよ。それについて、今どれぐらいの、図書館の大体基準ってありますからね、照度の基準というのがあるから、それはどれぐらい不足してるのか、差異があるのかないのか、それについてお聞きしたいと思います。

**○まなび推進局長** 実際に館内を測定いたしましたところ、平均の照度が約370ルクスとなっております。基準となる照度といたしましては、JIS規格の推奨照度では500ルクスとなっております。これによりますと、やはり平均で130ルクスほどの乖離があるというふうに考えております。

**○川田 裕** それ今出しておられない、標準偏差どれぐらいなんですか。それ平均値ですよ、370 っちゅうのは。大体明るいところは、窓際なんかは明るいじゃないですか。あれ、蛍光灯の照度関係なしに明るいですよ。それで370ということは、中央値がどの点になるのか分かれませんが分かるんですが。あと、物すごく暗いところもあるということですよ、いっぱい。その解釈でよろしいですか。

**○まなび推進局長** はい。閲覧室の一番明るいところでいきますと580ほどはございますけれども、やはり一部倉庫、そういったところにつきましては150という非常に暗いところもございますので、全体の平均で370になっているというところがございます。場所によっていろいろ



る照度の違いはございます。

**○川田 裕** じゃあ、図書閲覧の場所の照度じゃないんですね、今のは。全部倉庫とかも入れたものですね。今度また、今すぐ出ないかもしれないので、そこを分けといてください。

何か図書館に聞きましたら、もう暗いと。たまに住民の方からこの図書館で明るい場所はどこですかと聞かれる場合もあるらしいんですよ。それだけ本を読む、照度が悪ければ見えないじゃないですか、そういったものもあると思うんですが、そういった面に関して今まで市民から苦情というのは来たことはあるんですか。

**○まなび推進局長** 議員おっしゃいますとおり、市民の方から暗いということの指摘は度々ございましたけれども、今まではそれに対処はできていないという状況でございました。

**○川田 裕** それ前の図書館の人口1人当たり1,000円というあの意味不明なルールがあったときに突っ込んで調べましたけども、結局残業手当も申請ができにくい環境に陥っていたということで、8,000万円というルールが設けられて、その中において全部やれよと、こういうことだったらいいですよ。だったら、この照明器具なんかも替えたいと、これ職員さんは替えたい思ってるでしょ、暗いから。だけど、その中でやれって、できるわけがないわけじゃないですか。どんだけ有能な方でも無理ですよ、これ。

それは、あくまでも失われた10年の弊害と我々呼んでるんですが、そのような行政行為で行って、普通は信じられないようなことなんです、それが平気で賄われていて、そして市民はそれの税金を納税しているにもかかわらず、その恩恵すら受けられない、一般の大きなこと言ってるわけじゃないんですからね。そして、無意味な、意味不明な緊縮財政というもので、先ほどの質問でも出てましたけども、現在結果論としては多大な損害がまた広がってるわけですよ。これも計画行政の一つかもしれませんが、その点についての認識っちゅうのはいかがなんでしょうか。

**○まなび推進局長** いわゆる一人頭1,000円のその基準にのっとっての緊縮財政に係る分という意味で、この照明のほうの課題が改善できなかったということの認識はございません。あくまでもふたかみ文化センターの中規模改修等、改修の規模に応じて照明器具の設置も考えていくということになりますので、ちょっとその部分とは違うという認識は持っております。

**○川田 裕** だって、生涯学習LEDついてるじゃないですか。生涯学習課移られましたよね。LED交換してて、自分たち座ってる場所はLEDなってるじゃないですか。今の答弁ちょっとそごがあるんじゃないですか。いかがですか。

**○まなび推進局長** 生涯学習課のLED化も簡易なものでございまして、図書館のLEDも簡易なものはやっておるという状態でございますけれども、そのように取られても仕方がないと思います。



○川田 裕 ちょっと答弁になってないと思うんですけどね。

そのことを聞いてるんじゃないなくて、やるのは、替えていかれるのは全然駄目だと、そう言ってるんじゃないんですよ。LEDしたら省エネにもなりますから、脱炭素っていうことも含めていいんじゃないんですけど。ただ、あそこまでなぜ放置されてた原因っていうのは、中規模改修とか、そんな関係ないですよ。蛍光灯、LED替えたらしまいの話じゃないですか、あれだったら。照度ね、この間、関屋小学校行ってきたけど、トイレめっちゃめっちゃ明るくなってましてね、本当に子供たち喜んでる顔は見てて気持ちよかったです、それぐらいの作業でできるわけだから、そこには徹底して行われた緊縮財政が問題だったんじゃないかなということをお聞きしてるんですけどね。その認識はいかがなんでしょうか。

○まなび推進局長 はい。おっしゃいますとおり、緊縮財政の中で運営をしていた中で、このLED化の予算要望をする、そういう器具を出して行ってこれなかったというのは、実際に意識の中であったと思います。これまでもあまり大きな問題意識がなく、予算要望することができないというふうな認識を持っていたというのは事実でございます。

○川田 裕 予算要望できなかった。過去の、だから予算要求というのは、遡る10年でいいですけどね、10年の検証としてね。そこで予算要望っちゃうのは、これLEDに替えてほしいとか、そういう予算上がってたんですか。それとも、上がってて財政が切ったのか、予算要求すらしていなかったのか、それはどちらなんですか。

○まなび推進局長 これまで中規模改修の観点から大きな不具合がないという状態で特別な対策をしておりませんでした。これまでも予算要求というのは、実際にはしておらなかったという状況でございます。

○川田 裕 それが先ほどおっしゃっていた予算要求すらできない環境であったということですよ、緊縮財政の影響を受けて。そういうことですね。はい、分かりました。

それについては、これ改善を、必要なものは当然、納税やってるわけだから、前の委員会でも申しあげましたけど、租税はなぜするのかというと、行政サービスの経費に充てるためですよ。だけど、払ってたけどやってくれないんだったら減税していただかないといけないですよ、減税ね。だから、そこは公平感の負担の割合も全部あるわけですから、もう一回、原点の簡単な勉強をいただいたら分かると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

最後に、照明計画の推進ですね。そもそもこれ香芝市には照明計画あるんですか。

○まなび推進局長 もともとは、ふたかみ文化センターが建設されたときには、平成元年にまとめられた香芝町文化センター構想報告書の中では、用途に適した十分な明るさが得られることということで、特に閲覧室には300から500ルクス程度は確保するという、こういった計画はございましたけれども、それ以後、新しい具体的な計画というのはございません。

○川田 裕 300 から 500 って、閲覧ね、おっしゃいましたけど、いろんな資料、ちょっと全部差異はあるんですけど、見てたら大体図書室の図書閲覧だったら 300 からというより、上がだからかなり、1,000 ぐらいまであるわけですよ、1,000 ぐらいまでね。だから、その 300 って下書いてるから 300 でええということは絶対ありませんのでね。一般の記述、論文とか読みましたら、大体 500 から 700 ぐらいが妥当ではないかって言われてるので、それはその辺の感覚を持ってやっていただきたいなと思います。

照明計画がないという、これまた驚きの今答弁でありましたが、普通つくるでしょ。用途によって、場所によって照明の照度の違いは当然ありますが、一般市民の皆さんが使われる場所でもありますので、そこはある程度基準をつくって、それから器具が古くなってきて暗くなってきたらそれを交換しようとかという、こう普通そのつながりなるわけでもありますけどね。何もなく、理由もなく、ただただ緊縮財政をやってるといって、それとは別物の世界なんですよ。だから、そこをまた照明計画つくっていただきたいと。

これ言っときますけど、一日も早く改善をしてあげてほしいと思うわけですが、財政にもちよっとお願いをしたいんですけどね。あのままで、あの暗い中で読書はよくない。僕もこの間蛍光灯替えましたけど、スイッチに図書館って書いてあるボタンがあって、それを押したら物すごく明るくなって、本が物すごくよく見えるんですよ。今一般の家庭でもそういうのがあるわけですから、図書館と名のる以上、そこを早急にやっていただきたいわけですが、いかがですか。

○まなび推進局長 これまで対応できてなかった部分につきましては、今回 LED の器具自体も今の蛍光灯の対応がもう切れるということもございますので、図書館も含めて文化センター全体の照明の措置をしていきたいと思っておりますので、今回の照明問題につきましては早急に対応していきたいと考えております。

○川田 裕 いや。また、照明全体とか、また話それていきますから、全体は全体で計画を組んでやったらいいと思うんですけど、まず使われてる場所だから、使われてる場所である図書は先やってあげたらいいんじゃないですか。また、全部一緒でとかいうことになったら、金額も高くなるでしょうしね、それだったら。そうじゃないんですかね。あれだったら、交換とかでやっていったら入札もしなくていける方法もあるかもしれませんから、早くできるんじゃないですか。その点いかがですか。

○まなび推進局長 対応につきましては、また財政部局のほうと相談させていただきまして、どの時期にできるかということは検討させていただきたいと思っております。

○川田 裕 よろしくお願ひします。

全部質問が終わったわけですが、最後にまだ 52 秒あるので整理をすると、まず全国初の地

方税法違反というのは、これは市民に絶対に伝えなければいけない、それを周知もするというご答弁もいただきました。これは、やっていって、市民の評価を受けなければいけない問題ですよ。それとか、このプールの件に関しても同じですね。どんどんどんどん理由なきもので市民が損害被ってしまうというのは、これ許せないですよ。その点を福岡市長にも断固とした強い姿勢でそれを示していただけるようお願いを申し上げます、質問のほうを終わります。ありがとうございました。